

## 第8回

# 東大和市社会教育委員会議 会議録

平成30年12月20日（木）

平成30年第8回 東大和市社会教育委員会議のまとめ

- 1 日 時： 平成30年12月20日（木）午前10時～
- 2 場 所： 市役所会議棟第5会議室
- 3 出席委員： 荒川 進、大月孝彦、松村正博、杉本誠一、柳澤明、外池武嗣、森脇千春、  
金山幸子（8人）  
欠席委員： 佐伯あつ子（1人）
- 4 事務局： 東大和市社会福祉協議会：鎌田係長 小野寺氏  
子育て支援課：鈴木課長  
社会教育課：佐伯課長、國森係長、手塚主事
- 5 内 容：
  - （1）議題
    - ① 研究テーマについて
  - （2）その他
    - ① 平成30年度都市社連協交流大会・社会教育委員研修会について
- 6 公開・非公開： 公開
- 7 傍聴者数： なし

## <会議内容>

○荒川議長 ただいまより、平成30年度第8回東大和市社会教育委員会議を開催いたします。よろしくお願ひします。議題に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。事務局お願ひします。

○手塚主事 はい、それではお手元の資料を確認させていただきます。本日、社会教育課からは、先日行われましたロードレース大会の記録書を委員の皆様配布させていただいております。先日は、お寒中、お集まりいただきどうもありがとうございました。そのほか、社会福祉協議会の方から、資料としていくつかパンフレットを置かせていただいております。よろしくお願ひいたします。

## 議題

### (1)「研究テーマについて」

○荒川議長 資料よろしいでしょうか。それでは、議題(1)「研究テーマについて」入ります。今日は、社会福祉協議会からお二方がご参加いただいております。早くからありがとうございます。よろしくお願ひいたします。社会福祉協議会の活動内容等をこれから約2時間弱お話しをいただきますけども、その前に、この社会教育委員会議の現在の活動の内容を少しお話をさせていただいて、このような位置づけでお話を聞くと、そういう勉強会になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明させていただきます。今、子どもが事故に合ったり、交通事故とか、不審者とか、自然災害でブロック塀で下敷きになったりとか、いろいろ問題が起こっています。また、子どもといっても、赤ちゃんから小学校5、6年位までを一応子どもと、我々捉えていますけども、それだけではなくて、お年寄りもいろいろ虐待とか、被害もあるということで、社会的弱者と言うべきか、子ども、幼児から小学生位まで、そしてお年寄り。そのほか、肢体不自由とか、そういう方もいらっしゃいますけど、全部広げきれませんので、とりあえずは両方向のところで、住み良い街づくりのケースを通して保護していく、あるいは安全監視を確保していくと、そんなことのために、社会教育としてどのようなことをしていったらいいのだろうか、そんなことをテーマとして話し合っております。社会福祉協議会も、その大きな役割を担っておりますので、こんなことをやっていますとか、こんな課題がありますとか、そういうことを伺えれば一番ありがたいと思っています。繰り返しになりますけども、お年寄りとか、子どもを守っていくというのは、いくつかの視点があるとは思っておりますけども、一つは交通安全です。それについてどのような社会としての関わりが必要なのかということ。それから不審者とか、自然災害とかから守るといことは、どういう視点が必要だ、どういう活動が欠けているか、そんなことも洗い出すために、お話を伺おうと。最後は、虐待とか、いじめとかという問題があります。そのほか、まだ大きな災害とかいろいろあるのですが、一応、今、全部を網羅できませんので、交通安全、それから不審者、自然災害、そして虐待、いじめとそのようなことを関わって、こんな活動をしています、こんな問題点がありますというようなことを伺えればありがたいと思っております。学校とも関わりますので、全部、もちろん社会教育がカバーしているわけではありませんけども、社会福祉協議会の活動でこんなことやっていますというのを伺えれば、我々が今、行っている研究の内容に迫っていけるかなと思っておりますので、ざっくばらんにお話をいただいて、若干時間を取って質問もさせていただきたいと、そんなようなことでお願ひをしたいと思います。よろしくどうぞお願ひいたします。座ったままで、お話をいただければありがたいと思ひます。

○東大和市社会福祉協議会 鎌田係長 座ったままで。あらためましておはようございます。東大和市社会福祉協議会地域福祉係係長を務めております鎌田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○東大和市社会福祉協議会 小野寺氏 同じく地域福祉係の小野寺と申します。よろしくお願ひいたし

ます。

○鎌田係長 知った顔もあって、少し照れくさいのですけれども、今回テーマとして社会福祉協議会で行っている高齢者支援の活動についてということで、お題をいただいております。社会福祉協議会、ご存じのとおりいろいろな事業をやっております。なかでも高齢者の支援です。いろいろなことをやっておりますので、たくさんお伝えしたいことがあるのですけれども、テーマが「子どもとお年寄りの安全を支える社会教育」ということで、今、研究を重ねているというお話聞いておりますので、今日はその中からいくつか事業を絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、お配りした資料の中に、こちら社協の活動のご紹介というのがあると思っております。この中にもいろいろな事業がもう既に載っているわけなのですが、この中でも特に、今日皆様にお伝えしたいというものとしましては、開いていただいた1番左肩にあります「見守り・声かけ活動」です。こちらのご説明をさせていただきたいと思っております。また、その右側にあります「さわやかサービス」、こちらも高齢者支援ということで行っておりますので、こちらについても触れたいと思っております。裏になりますが、いろいろな事業の中で、「あんしん東大和」というのが上から3番目にあります。2番目に「ふれあいなごやかサロン」、こちらもあります。「なごやかサロン」と「あんしん東大和」、今ご説明した4つですね、今日は子どもとお年寄りの安全を支えるというところに合致しているのかなということで、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。1つずつ細かく、本当はご説明したいのですが時間がありませんので、こちらはこのパンフレットは参考にしていただければと思いますので、早速具体的な説明から入らせていただきたいと思います。

まず、「見守り・声かけ活動」、それから「ふれあいなごやかサロン」ということで、これ社会福祉協議会では、「ふれあいの街づくり事業」という1つの大きな枠の中でやっているものになります。この事業について、担当しています小野寺から、まずはご説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

○小野寺氏 それでは、私から着席をしたままで恐縮なのですが、ご説明させていただきます。「見守り・声かけ活動」です。資料としましては、こちらのパンフレットと地区だよりというのがありますので、そちらを主に使用しながらご説明させていただきます。まず、先ほど鎌田からも話がありました「ふれあいの街づくり事業」というのが、小地域福祉活動というものに加えまして、小地域福祉活動というのが、地域住民が自らその地域の福祉課題に取り組み、その解決を目指して行う自主的な福祉活動とされています。日頃生活しているエリア、それを小地域と言いますけれども、そこで行う活動になっております。住民主体の活動になります。その1番大きな「ふれあいの街づくり事業」の中でも1番大きなのがこの「見守り・声かけ活動」になりますので、ご説明させていただきます。

こちらのパンフレットを開いていただきますと、まず、必要性ということで左上に書かれています。高齢者核家族化が進む中、地域の誰もが孤立することがないように、ふれあいをお届けするもの。そういったことで必要という形になっております。どんな活動かというのが、こちらは地域住民の方のボランティア活動、自主的なボランティア活動なのですが、ボランティアといっても特別なことではなく、ご近所の方が1人暮らしや家族と同居されていても、日中は例えばお子さんと同居されていても、お子さんが仕事に出て、日中は1人で過ごしている高齢者、また高齢者のご夫婦世帯、そういったところに訪問してお話を伺ったり、それとなく気にかけるという活動になっております。声かけと見守りということで2種類ありまして、声かけは、近所のボランティアが月1～4回の頻度で高齢者のお宅を訪問し、声かけやお話を伺ったりします。そういう活動です。具体的には、利用者の方のすぐ近くに住むボランティアの方がその方のご希望に応じて、例えば月1回でいいわという人であれば月1回ですし、4回来

て欲しいということであれば4回です。玄関先でお話をして、お元気ですかということで安否確認ですか、世間話のような形でお話をして、ふれあいをその中でお届けをする形です。見守りは、中にはそういった直接お話しをするのに少し抵抗がある方もいらっしゃる、逆に少し出ていることがあるから、そんな定期的に来てもらって、もしかしたら不在かもしれないのでということで、見守りを希望する方もいらっしゃいます。見守りというのが、実際にそういった会話とかをするわけではないのですが、同じく近所のボランティアの方が、普段の生活の中でそれとなく気にかけてたり、外からご様子を伺ったりすることです。具体的には、洗濯ものがきちんと干されて取り込まれているかなとか、電気が消えたままになっていないかなとか、戸がきちんと閉まっているかなとか、そういう日常生活の中で気づいたことを、きちんとお元気で過ごされているかなというのを見守るとというのが、この2種類です。声かけと見守りというので活動をされています。

ご利用までの流れなのですが、ご本人から声をかけて欲しい、例えば昼間1人であることが多くて誰かに来て欲しいですとか、家族はいるけれども普段離れているから、日中1人になることがあるので、誰か地域の人に安全を見守って欲しいですとか、あと普段は元気に過ごされているけれども、地域に知り合いがいるといいなという時、そういうことでご本人から利用希望ということがあることもあります。また、ご家族から離れて1人暮らしをしている親が心配だということで、ご家族から社会福祉協議会に繋がることもあります。また、ほっと支援センターというものですが、見守りボックスという機関です。あと、担当のケアマネージャーということで、高齢者を支援する窓口がいろいろとありますので、その職員から繋がることもありますし、実は一番多いのが地域の協力員、実際ボランティアをする協力員からこの活動に繋がるというのが一番多いです。協力員が地域で日々生活する中で、あの方お1人暮らしで、少し心配だけれども、こういう利用をしたほうがいいのではないかとということで、協力員から紹介をしてもらって登録をさせていただくということが一番多くなっております。具体的には、この地区だよりです。これ協力員のボランティアの方にお配りしているものになるのですが、開いていただきますと、今現在の全体の状況が一番上に書かれております。今、ボランティアとして高齢者に声をかけたり、見守りをさせていただいている方が287名いらっしゃいます。利用者としては、登録という形が先ほど申し上げましたご本人が希望したり、ご家族が希望したりとかで、この利用登録カードというものを書いていただいた方、その方が市内で362名いらっしゃいます。この登録外というのが、こちらが東大和市のこういった活動の特徴でもあるかなと思うのですが、そういうご自身で登録カードというものは書いてはいただいているのですが、その地域住民が自主的に、この方お1人暮らしで心配だなということで、自主的に見守りをしている方、生活の様子を、その方が例えば買い物に行く途中に少しその方の家の前を通って様子を見るとか、そういう自主的に登録外という形で設定をして見守りをしている方が131名いらっしゃって、合計で493名の利用者がいらっしゃるという状況です。

先ほど、小地域に分けて活動しているとお伝えしたのですが、全市内を8地区に分けています。南街、中央、狭山、清水、清原、新堀、向原、仲原、立野、上北台、桜が丘、奈良橋、湖畔、高木、芋窪、蔵敷ということで、近接・近隣の地区をまとめて8地区に分けて活動しております。この中で、地区委員会というものを組織しております、それぞれ南街1丁目、2丁目、3丁目、4丁目ということで、丁ごとにそれぞれ協力員と見守り、声かけ、登録外の利用者が何名いるかというのが、枠の中に書いているのですが、主にこのグループごとに活動をしておりまして、2、3名で高齢者のお宅を訪問して、実際にお声をかけて、お元気ですかというようなお声掛けをして安否を確認しているという状況です。この地区委員会は、2か月に1回位、委員会で皆さんで集まる機会がありまして、そうい

った地域の状況の確認だったりとか、情報共有というものをしております。その地区委員会には、ほっと支援センターですとか、見守りボックスという高齢者の総合支援の窓口の職員も一緒に参加をさせていただきまして、その高齢者の情報を協力員だけではなくて、専門機関の職員とも共有をして、少し心配な高齢者がいる場合は、例えば社協の職員だったりとか、ほっと支援センター、見守りボックスの職員が訪問をして、状況を確認して、例えば新たな介護サービスに繋げるだったりとか、そういう活動をしています。やはり地域の住民がボランティアとして、そういったふれあいをするということが、専門職ではできない取り組みかなと思っています。利用者によっては、少し専門職の人との関わりだと少し緊張をしてみたりとか、そういうこともあると思うのですが、地域住民が毎月決まった方が訪問することで関係性ができあがって、その方には少し本音が言えたりとか、本当に温かい交流がいただいている事例がいっぱいあります。協力員として活動をする中で、やはり高齢者の見守りということで、例えば認知症のことですとか、そのほかいろいろなもしい例えば訪問する時に、少し具合が悪そうだったら、緊急時の対応ということで、例えば応急手当てとかを学んだりとか、そういう自発的に協力員の方は研修を企画をして、それぞれの地区で実施をしたりもしています。また、全体研修ということで、この地区だよりの冒頭にも書かせていただいたのですが、年1回の協力員研修会ということで、それぞれの地区からどういったことを研修して欲しいかということで、テーマを持ち合まして、今回は終活ということでテーマとして開催をしたのですが、こういった研修などをとおして協力員のスキルアップと言いますか、力をつけていただいてボランティア活動をしていただいているという状況もあります。「見守り・声かけ活動」については、少し概要をお伝えしましたが以上になります。また、後ほどご質問などがありましたらお答えさせていただければと思います。

引き続きまして、「ふれあいなごやかサロン」です。ご説明させていただきます。こちらのピンクのなごやかサロンというのと、あとお配りしているのが「あさがお」です。サロンの情報誌になるのですが、こちら2つを使ってご説明をさせていただきます。まず、この「ふれあいなごやかサロン」のご案内というチラシのところで書かれている、人の顔が3つあるところなのですが、このサロン活動については、現代版井戸端会議と呼んでおります。やはり地域のよりどころということで、地域を拠点に住民の協働によって企画し、内容を決め、共に運営をしていく楽しい仲間作りの活動となっております。この活動は、地域の高齢者ですとか、子育て中の親子、障害のある方、ボランティアさんなど、誰もが対象となるということで、同じ地域の人たちとの交流を通じ、孤立することなく地域でいきいき楽しく暮らしていくことを目的とした活動になっています。

具体的には、裏のページにありますとおり、高齢者中心のサロンでは、楽しくお茶を飲んだりとか、皆さんでお茶を飲んだりとか、昔話をしたりですとか、体操で介護予防をしたりですとか、また歌を歌って声を出したりとか、暮らしに役立つ内容の話を講師の方に来てもらって聞いてみるとか、いろいろな活動があります。子育てサロンなどもありますし、世代の交流、一体化サロンということで、高齢者と若い世代の方ですとか、お子さんとかが交流をするのを目的としたサロンというのもあります。具体的には、この「あさがお」というもののページを開いていただきますと、なごやかサロン一覧というもので、今、社協に登録をさせていただいているサロンですが、高齢者を中心としたサロン、障害のある方を中心としたサロン、子ども子育て世代を中心としたサロン、他世代の交流を目的としたサロンということで、対象者別に分けて提示しているのですが、高齢者を中心としたサロンについては、32か所あります。副議長の月大さんが主宰するサロンもこの中に含まれているのですが、こういった形で本当に会場となる拠点の地域の拠点を決めて、そこに高齢者が来てもらって、いろいろな活動をして孤立を防いだりとか、介護予防、体操をして介護予防をしたりですとか、本当に月1回から毎

週のところもありますし、月1回のところもありますし、いろいろな頻度で誰でも参加できますというサロンです。なので、高齢者においては、いろいろなサロンを違う日、違う曜日ごとに、この日はこのサロン、この日はこのサロンみたいな形でいろいろなサロンに参加されている方もいらっしゃいます。サロンの効果としましては、高齢者への効果としましては、身近な地域で顔が見える関係ができ、孤立を防ぐことができるですとか、あと高齢者のこのサロンの運営とかに主体的に関わることで、生きがいや社会参加への意欲が高まるということですか、あと毎月決まった日に開催されるということで、生活にメリハリができ、閉じこもりを予防することができるということ。また、先ほど申し上げたとおり介護予防につながるという効果があります。このサロンに参加できる方は、やはりご自分で移動とかが可能な比較のお元気な方が多いのですけれども、見守り・声かけ活動は、家にいらっしゃる方を協力員が訪問するという形で、例えば年齢が高くてサロンには参加できないけれども、特にさびしいとか、そういった協力員との繋がりを持ちたいという方は、見守り・声かけ活動を利用していただいているということで、主にこのサロンと見守り・声かけ活動で社会福祉協議会では、住民が主体となって高齢者の安全を守っている状況になります。以上2つの事業のご説明させていただきました。

○鎌田係長 ひととおりの説明させていただいてよろしいでしょうか。

○荒川議長 はい、お願いします。

○鎌田係長 私から続きまして、「さわやかサービス」について、ご説明をさせていただきたいと思えます。三つ折りのリーフレットがお手元にあるかと思えます。はい、よろしいでしょうか。表紙にあります市民相互の助け合い「さわやかサービス」ということで書かれております。子育て支援と高齢者支援、この2本立てでやっていくものということになります。開いていただいて右側のページ、こちら活動例という、このページをご覧ください。ここからまずご説明をさせていただきたいと思えます。活動例というページがあると思えます。子育て支援に関しましては、今、ここでは、今日は高齢者支援ということですので省かせていただきますが、高齢者支援ということで、下の欄に書かれております。1番下にありますとおり、掃除、料理、買物、洗濯などの家事援助、これが「さわやかサービス」の1番のメインの活動であります。いわゆる有償家事援助サービスという内容に位置付けられますけれども、高齢者に対しての掃除とか、料理、買物など、一般的な家事援助を行うというサービスになります。付随して、高齢者の通院の付き添いということも行っております。本来、身体介護と言いまして車椅子を押すとか、支えてあげるとか、そういったことというのはヘルパーさんでないとできないことでもありますので、この「さわやかサービス」というのはヘルパーではありませんので、自分で歩いて用事も本当は1人行けるけれども、何となく心配だと、不安だという方に対して、一緒について同行するというレベルであれば、この「さわやかサービス」で対応していますということで、有償家事援助をメインにそういった付随したサービスも行っているということになります。

それでは中を開いていただきまして、左の1番上です。さわやかサービスはということで、ご説明をさせていただきます。こちらにありますとおり皆さんが住みなれた街で生活をさせていただくと、そのために市民同士の助け合いということでできたものが、この「さわやかサービス」ということであります。利用する方、協力する方が、まずは会員になっていただいて、それから子育てや家事援助等を助け合うという、そういったものであります。ここが1番特徴的なこととなりますが、何が特徴的かと言いますと、本来家事援助とか、専門用語で言うと生活援助という言葉になりますが、掃除や料理、買物などができなくなって困ってしまったという場合には、基本的には介護保険制度、こちらを使って、いわゆるヘルパーに来ていただいて支援を受けるというのが一般的です。ただ、ヘルパーというのは当然ながら資格を持って、プロとしてお仕事として、その支援をするというのが介護保険上のヘルパーというこ

とになりますが、この「さわやかサービス」はそういったプロのヘルパーではなくて、いわゆる地域住民が助け合いの精神で行っていると。なので特にこれといった資格がなくてもできるということで、一般の方に参加をいただいて、助け合っというのが特徴的であるということをお伝えしたいと思います。

その下にあります利用会員、協力会員と言っています。ですからヘルパーではなくて、支援をしてくださる方、協力会員と呼んでおります。どちらも、まずは社会福祉協議会に登録をいただいて、利用会員さんからこういった内容の援助をして欲しいという依頼を受けまして、登録をしている協力会員の中から皆様方をご紹介するという形をとっているのが「さわやかサービス」の特徴であります。ヘルパーですと、あなたここ行ってください、あなたはここへ行ってくださいということで、職務命令的に行くこととなりますので、ほとんどのケースに対応できるというのが一般的なのですが、協力会員さんは普段自分の生活の中で、空いた時間で協力しましょうということで登録をいただいていますので、必ずオーダーがあった時にこういう活動ですけどいかがですかという形でお伺いして、そこで上手く合えばやっていただくということになります。なので、ご紹介するまでに少し時間がかかったり、割合と地域においては協力会員が見つかりませんといったようなことも残念ながらあるということも、1つ特徴と言えるのかなと思います。いずれにしても、助け合い活動としてやっているということをご承知おきいただきたいと思います。

右側開いていただきまして、「さわやかサービス」は会員制ですということで、少し説明をさせていただきたいと思います。手助けをして欲しい方、利用会員も、手助けをしたい方、協力会員、どちらも会費をいただいて登録をさせていただくという仕組みになっております。特徴的なのは、高齢者支援です。本来65歳というのが一般的に多い制度なのですが、「さわやかサービス」は60歳以上の方をもう既に対象としていると。さらには障害者、あるいは病人、こちらも対象にしていますので、かなり幅広く対象になっていると言えるかと思えます。手助けをしたい方、協力会員なのですが、先ほど申し上げましたとおり、これといった資格がなくてもできるのですが、もちろんヘルパーの資格を持っている方、あるいは看護師とか、保育士、資格を持っていれば無条件で、協力会員になれるのですが、それ以外の方は2つ目にあります「さわやか講座」、半日の講座、社会福祉協議会で行っておりますが、この講座を受けていただくと「さわやかサービス」の協力会員になれるという仕組みでっております。

右側の利用時間ということで、基本的に月曜日から土曜日が午前7時から午後9時ということで、祝日、年末年始はお休みをいただいております。1時間からご利用をいただけるという仕組みになっております。利用料金なのですが、子育て支援、高齢者支援、少し金額が違ってありますが、高齢者は日中の時間帯、午前8時から午後6時、こちらは1時間970円という金額をいただいております。そして、朝早い時間ですとか、夕方6時以降遅い時間は割増しということで1時間1,180円という金額をいただいております。1時間からということで、利用をいただいておりますので、30分、40分で終わってしまったとしても1時間分はいただきますということになります。逆に1時間を超えますと30分単位で、この半額ずつ加算がされていくという仕組みでっております。活動例は先ほど申し上げたとおりです。現状で申し上げますと、高齢者の利用会員、登録が90名位、今登録しております。ただ、90名が全て利用しているということではなくて、保険的になんかのために登録しておきたいという方もいますので、実際に利用されている方は、今60名位です。90名中60名位が普段利用しているということになります。それに対しまして協力会員60人位、やはり登録をいただいているのですが、活動をされているのは40名位ということで、やはり全て登録したから活動に繋がっていることでもないということになります。なかには、月曜日だったら活動できますとか、午前中だけだったら活動できますとい

う、そんな方も結構いらっしゃいますので、そういった皆さんに、今多くの皆さんにご協力をいただきながら支援活動をしているというのが、この「さわやかサービス」ということになっております。

使われ方としましては、先ほど言いました一般的には介護保険を使っていただくというのが一般的なのですが、いわゆる介護保険を使えない方、そういった方のためにもこの「さわやかサービス」というのを活用されているということになります。例えば、介護保険使いたいと思って申請をしても、1ヶ月以上使えるという認定が降りるまでにかかりますので、その1ヶ月間どうしても困ってしまうという場合に、この「さわやかサービス」を使うということもあります。また、やはり介護保険サービス、公的なサービスですので、始まった当初から比べても、だんだん厳しくなっている状況でして、なかなかいわゆる生活援助、家事援助です。使いにくくなっているというのが正直なところですが、例えば、具体的に申し上げますと、高齢者のご夫婦で生活されていて、奥様が要介護認定を受けたということになって、例えば要介護1、要介護2になって、奥様、当然介護が必要な状況ですので、お家のこともできなくなってしまったということで、ヘルパーを使いたいと言っても、ご主人が元気でそこに一緒にいると介護保険は使えない。介護保険は使えないので、身体介護は使えるのですが、いわゆる生活援助、家事援助は元気なご主人と一緒にいるので使えないという仕組みに今なっておりますので、そういった方がこの「さわやかサービス」を使うということもございます。あるいは、奥さんに先立たれて、ご主人が1人になってしまったという時に、今まで家事をほとんどやっていたご主人が、いきなり自分で家事をやってくださいと言っても、なかなか難しい。でも元気なので、介護保険は使えないという場合に、この「さわやかサービス」をご利用になるというケースもございます。そういった形で、市民同士の支え合いという中で、かなり重要な部分をこの「さわやかサービス」で担っていると社会福祉協議会では自負しているところではございます。「さわやかサービス」については以上でございます。

それでは続きまして、こちらピンクのパンフレットになります。「あんしん東大和」と書かれているものになります。こちらをご説明させていただきたいと思っております。「見守り街づくり事業」「さわやかサービス」は、地域福祉系の事業ですので、私の管轄になるのですが、この「あんしん東大和」は、権利擁護係という別の係になりますが、私が今回、ご説明をさせていただきます。足りない点があるかと思っておりますがご了承いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

福祉サービスの身近な相談窓口と表紙に書かれてあります。社会福祉協議会自体、福祉サービスの身近な相談窓口であるのですが、特にこの「あんしん東大和」では、権利擁護というのがキーワードになるかと思っております。高齢者に限らないのですけれども、判断能力が低下してきてしまった人に対する支援とご理解をいただくとよろしいかと思っております。

開いていただきますと、やはり住みなれた地域で安心して生活できるようお手伝いをいたします。相談は無料です。まずはお気軽にご相談くださいという窓口を設置しております。「あんしん東大和」という窓口がございます。4つ大きく事業をやっております。

まず1つ目に、成年後見制度の説明・相談・支援などということで、成年後見制度は皆さんお耳にしたことがあると思いますが、やはり判断能力が低下してしまった方の支援の策として、この成年後見制度が行われているということです。社会福祉協議会で直接、成年後見制度の事業を行っているということではなくて、成年後見制度を使うための相談窓口、支援活動です。申し立てをするためには、こういう手続きが必要ですよとか、後見人をつけるための手続きとして、こんな形が必要だと、こういう場合には成年後見をつけましょうという、そんな相談にも乗るとというのがこの「あんしん東大和」の役割ということになります。下にあります、成年後見制度の利用を促進するため推進機関として、この「あんしん東大和」を立ち上げたということになります。市内で成年後見人として支援している方、後見人

の方の相談なども受け付けているというのが1つの事業になっております。そして、その右側になりますが、福祉サービス利用援助という事業を行っております。これは、事業名で言うと「地域福祉権利擁護事業」という事業を行っております。まず申し上げますと、福祉サービスの利用援助、日常金銭管理、書類預かりということを行っているということになりますが、これは何を申し上げているかと言いますと、成年後見制度、これ判断能力が低下してしまった方の事業なのですが、かなりハードルの高い事業というか、申し立てをして後見人をつけるというところもかなりハードルが高いところではありますが、成年後見制度を使うまでではないけれども、判断能力がやはり低下してしまって、何らかの支援が必要だという方がたくさんいらっしゃいます。そういった方、成年後見の手前の事業として、この地域福祉権利擁護事業部で支援をしていると。これは直接社会福祉協議会で支援をしている事業ということになります。1つには、介護保険のサービスを使いたいけれども、どうやって使ったらいいかわからない、そういった方の福祉サービスの利用援助と、それに付随しまして福祉サービスの利用援助をするということは、当然料金が発生しますので、そこの金銭管理とか、併せて電気代、水道代も含めた日常的な金銭管理もその延長線上で行っているということになります。場合によっては、重要な書類とか、そういったものも自分でなかなか管理ができないという方もいらっしゃいますので、そういった書類の預かりも行うというのが、この地域福祉権利擁護事業ということで、この「あんしん東大和」で行っている事業の1つとなっております。成年後見制度もこの地域福祉権利擁護事業の全国的な制度ですので、東大和のオリジナルということではございません。東大和でもほかと同じように行っているという事業になります。

専門相談ということで、左の下側、ほかにこういったこともやっております。成年後見専門相談とか、福祉法律相談。成年後見専門相談というのは、司法書士の方に来ていただきまして、無料で専門相談ということであたっていますし、福祉法律相談は弁護士の方に来ていただいて、相談に乗っているということで、これも無料でやっているという事業になっております。

そして右下になりますが、福祉サービスに関する苦情対応もしくは相談ということで、実は福祉サービスは第3者的な苦情対応機関ということでも事業を行っております。高齢者に関わる介護保険に関するものは、市役所にその窓口がございますので、それは市役所にお任せしておりますが、介護保険以外の事業、サービスです。いわゆる福祉サービスと言われているものに関する苦情対応です。そういったものを行っている。具体的には、例えば保育園とか、障害者施設、そういったところの利用者の方、あるいは親御さん、そういった方の苦情等にこの「あんしん東大和」で対応しているということになっております。職員レベルで対応いたしますけれども、職員レベルでは難しいという時には、第三者委員会というのがございまして、弁護士の方とか入っていただいて一緒にご相談に乗っていただくということも行っているというところになります。

右側に、相談の例ということでありますのでご紹介しておきますが、例えば1人暮らしの方が訪問販売の被害にあってしまったという場合で、一時的には、消費生活相談というものがございしますが、そういったところに繋いでいくということも含めて、まずは「あんしん東大和」にご相談いただいて結構ですということで、皆様にはお知らせをしているところです。地域福祉権利擁護事業に関わる部分で、福祉サービスを利用したいけれども、申し込みの方法がわからないという場合のご相談だったり、手続きが必要な書類等があっても内容が複雑でわからないという方の支援等も行っているということになります。認知症あるいは障害等、よくあるのは精神障害とか、知的障害、そういった方で判断能力が低下してしまっているという場合の支援、例えば預金の引き出しができない、認知症で金銭管理が難しいという場合にこの「あんしん東大和」をご利用いただくと。福祉サービスを利用して、苦情を言いたい

がどこに言えばいいかわからないなどという場合にも、この「あんしん東大和」が対応しているということで、利用者の大半は高齢者ということもございます。やはり高齢者の安心安全を考えた中では、こういった事業というのは大きな役割をしているのかなということで、今回ご紹介をさせていただいたところになります。私の説明については以上となります。よろしく願いいたします。

ごめんなさい、これ宣伝になります。すみません。社会福祉協議会、災害対策、今、福祉と災害は切っても切れないという状況になっております。災害が起きた時に、やはり1番困るのがいわゆる福祉の対象となるような方たちということで、社会福祉協議会としても災害対策、いろいろ進めておりますが、その中でも1番大きな事業として、災害ボランティアセンターを立ち上げるということが、社会福祉協議会の役割の1つになっております。現在、その災害ボランティアセンターの設置運営マニュアル等も作って準備を進めているところなのですが、そのマニュアルに基づいて、設置運営訓練というものをを行います。1月20日日曜日です。来年1月20日日曜日、ハミングホールで行います。このハミングホールというのは、実際、災害が起きた時に災害ボランティアセンターを立ち上げるのが、ハミングホールに立ち上げるという防災計画になっておりますので、実際、立ち上げるそのハミングホールをお借りしまして訓練を行うということで、今、参加者募集しておりますので、参考までに今日配らせていただきました。ありがとうございます。以上でございます。

**○荒川議長** せっかくですからこちらも。

**○小野寺氏** 私、お伝えし忘れてしまったのですけれども、見守り・声かけ活動が市民の方のそういった高齢者の孤立化とか、そういったところの危機感から支援の方から独自に生まれたものなのですけれども、それが20年前から東大和市では始めまして、当時は潜在的な形で住民主体でそういった活動をしているところがあまりない中で、本当に結構遠くから視察にいらっしゃったりとかもしているし、そういうふうには聞いているのですけれども、その20年間の歩みということで、記念誌を今年発行いたしました。各地区の協力委の方に活動に対する思いだったりを寄稿していただいたりだったりとか、インタビューさせていただいたりとか、歴史をまとめたものになっていきますので、ぜひご一読いただければと思います。よろしく願いいたします。

**○荒川議長** さわやかサービスで、子育て支援も関連していますよね。この後、子育て支援課の方からもお話し聞きますけれども、全部ダブるわけではないでしょうから、これについてもちょっと。

**○鎌田係長** よろしいですか。私のほうからご説明させていただきます。またさわやかサービスのパンフレットで、こちらの子育て支援にというのもやっております。そうしたら、そうですね、活動例のところからご覧いただきたいと思います。また右側のページになりますが、活動例、子育て支援ということで、保育園の送迎とその前後の子どもの預かり、あるいは学童保育の終業後の子どもの預かり、あるいは1人親家庭の調理と保育、保護者の通院や外出時の保育ということで、一言で言うと子育て支援と言っていますが、子どもさんをお預かりするサービスということになります。1番多いのは、ここにあるとおり、例えば保育園に通われているお子さん、普段、親御さんが仕事を終わって保育園に迎えに来るということですが、例えばその日は残業があっても保育園が終わる時間に迎えに来れないという場合に、さわやかサービスをご利用いただいて、協力会員が保育園に行ってお子さんをお預かりしてお家で親御さんが仕事が終わって迎えに来るまで、お預かりをするという活動であったり、普段保育園使っていないなくても、どうしても子どもさん連れていけない用事で、出かけなければいけないという時に、お子さんを協力会員さんのお宅にお預けして、その用事を済ませるということも行っております。最近増えていますのは、産前産後です。ここに載っておりませんが、産前産後の方の支援ということも行っております。やはり、親御さんがどうしても近くに住んでいないとか、あるいは地域、近隣とのお

付き合いもなかなかないという中で、自分1人で生まれたばかりのお子さんを支援する中で、とてもストレスになってしまったりということで、どなたかに支援をして欲しいと、沐浴の支援をして欲しいということもあったり、あるいはお子さんを見ている時に、掃除だけでもしてもらえないかということで、そういった支援もこの子育て支援ということで行っているところです。あと、増えていますのが、やはりレギュラーの活動になるのですが、例えば学校終わったあと、塾に送りたいけれども、親御さんは仕事で送ることができないので、代わってさわやかサービスの協力会員さんに塾に送って欲しいとか、そういったことでの対応なども最近増えていると。結構、子どもさんお預かりするというスタンダードな活動が減ってきて、違った形でいろいろな支援活動として、「さわやかサービス」で、これできませんかということで、相談に応じながらやっていただける協力会員がいれば対応しているという状況になっております。

こちら、やはり仕組みとしては同じです。協力して欲しい方は、利用会員として登録いただきますし、手助けできる方は、協力会員ということでやっておりますが、このほかの「さわやかサービス」1本でやっているメリットは、子育ての支援もするし、高齢者の支援もしますという方も結構いらっしゃいますので、なかには高齢者の家事援助もやっているけれども、ある時には子育てのお子さんをお預かりするという活動もやっていただくという方が、協力会員両方をやっているという方も結構いらっしゃるということになっております。あと、高齢者と違うのは、利用料金のところです。子育て支援は、日中の時間帯が750円で、早朝あるいは夜間6時以降、これは1時間970円という金額で、高齢者より安い金額になっております。実は先ほど触れませんでしたけれども、この750円とか、970円、1,180円、これ10円単位の970円と言うと70円とか、1,180円は80円、これは消費税の金額になりますので、純粋にいただく金額は、900円、あるいは1,100円、子育てでいうと700円と900円をいただいているということになります。実はいただいている金額を協力会員の皆さんにそのまま、いただいた900円をお支払いしているということですので、途中、社会福祉協議会に入ってお金はないということになっております。900円をいただいて、900円そのまま協力会員にお支払いしているという仕組みになっています。子育て支援に関しては、実は700円をいただいて200円を足して、900円を協力会員にお支払いしている。時間外で言うと900円をいただいて、200円を足して1,100円を協力会員にお支払いしているという仕組みですので、子育て支援に関しては、金銭的な部分も「さわやかサービス」の中では支援をしているという、そういった状況になっております。今、子育て支援、実はニーズとしては減ってきている部分もございまして、利用会員として登録をしている方は30名位なのですが、実際、毎月利用されている方は、今、使っている方は10名位ということになっております。以前はもっともっと多かったのですけれども、ここのところ減ってきているという傾向が見られます。ある意味、保育園で延長保育が可能になったとか、学童も延長ができるようになったということで、周辺の制度が充実してきている分「さわやかサービス」のニーズが減ってきているということが現状かなと思われまます。以上、子育て支援のご説明をさせていただきました。

**○荒川議長** ありがとうございます。これからいろいろ質問があろうかと思えますけれども、まず前段として、社会福祉法人である東大和市社会福祉協議会と、それと市というのが何となく一体化して捉えられる。一体化はもちろん、どういう一体化かともかくとして、連携は取っているのではしょうけれど、市とは違いますよ。別法人ですよということがなかなか理解されないと思うので、そこらへんの社会福祉法人の性格とか、仕組みとか、構成とか、そこらへんお話しいただけますか。

**○鎌田係長** そうですね、今おっしゃっていただいたとおり、社会福祉法人ということで、あくまでも民間の組織であります。民間の組織ですということで、まずお伝えはしております。ただ、ほかの社会

福祉法人と違うところは、いわゆる社会福祉法の法律のほうで、各市区町村に社会福祉協議会を設置するということをおっしゃっていますので、社会福祉法人の中でもかなり公共性の高い団体だということは、皆さんにお伝えをしているところです。ですから、運営でも社会福祉協議会の基本的な財源としては、会費とか、寄付金、そういったものが基本的には財源になります。特に収益事業というのは行いませんので、唯一、介護保険とか、障害者の制度、ヘルパーの事業とか、ケアマネージメントセンターの事業で、収益がなくはないという状況になりますが、基本的には会費とか、寄付金、これが社会福祉協議会の基本的な財源になります。ただ、ご存じのとおり会費、寄付金だけで、これだけの事業をやろうとしても、それはとても無理な話ですので、人件費を含め、ほとんどの金額を市からの補助金、あるいは委託金で賄われているということですので、事業もやはりかなり公共性が高いということになりますが、そこを社会福祉法人という枠を使って柔軟に、あるいは市役所の制度ではカバーできないところを社会福祉法人として、今、公設性、公共性の高い面も見せながらカバーしていくという位置付けで、ご理解いただくとよろしいかと思っております。

○荒川議長 ありがとうございます。質問等もたくさんあるかと思えますけれども、どなたから結構ですので、どうぞ。じゃあ繋ぎとして。民生委員さんところの見守りとかの、そういう事業との関わりはどうなっています。

○小野寺氏 民生委員さんが市内に56名いらっしゃるのですけれども、全員がこの「見守り・声かけ活動」の協力員として、やはりやっていただきまして、それぞれの各地区のグループに入って民生委員さんとして入っていただいて、協力員ほかの一般のボランティアの協力員と同じように活動していただいています。民生委員活動というのとボランティアというのは少し性格が異なる部分もありますので、あくまでも民生委員という立場ではありますけれども、あくまでも同じ協力員として活動していただくという形で、同じように見守りをしていただいております。やはり活動の中で地域のことだったりとか、その利用者の方のことだったりを知るということで、民生委員活動ということにも、ある意味で地域を知ったり、見守りのことを知るということで役立てていただいている面はあるのかなと思っております。

○荒川議長 民生委員は管轄はしていないのですか。

○鎌田係長 民生委員は市役所がやっています。

○荒川議長 市役所でやっているからメンバーとしては入るけども、民生委員活動というのは市役所で統括している。そういう形ですね。柳澤さんどうぞ。

○柳澤委員 2つほど、「見守り・声かけ活動」で、何か変だなと、異常、おかしいなという時には、連絡体制とか、そういうのは。

○小野寺氏 そうですね、まずやはり協力員は1ボランティアですので、例えば本当に倒れている人がいたら救急車を呼んでいただくというのものもあるのかもしれないですけども、例えばいつも本当に毎月会う中で、生活の様子だったり、その方の状況変化があった場合、もしかしたら認知症の始まりかもしれないとか、そういう場合は社会福祉協議会にご連絡をいただいて、ほっと支援センターというところでしたか、見守りボックスという高齢者の支援、窓口がありますので、そこと連携しながらその方のお宅に行って、専門職が入って、サービスに繋がったり、異変を見つけるというところで協力員の方の果たす役割は大きいのかと思っております。

○柳澤委員 社会福祉協議会に連絡するようになっているのですね。

○小野寺氏 そうですね、連絡をしていただく、もしなんか変だなとか、変わったところがあったら、社会福祉協議会に連絡をしていただくという体制にして、ある意味安心して活動はしていただくように

はしています。

○鎌田係長 少し補足をさせていただきますと、1つ課題にはなるのですが、この利用される方、利用者と言っていますが、利用者の方は社会福祉協議会に一応申込書を出していただくことになっていますので、その申込書の中に緊急の連絡先も書いていただいております。なので、やはり社会福祉協議会にご連絡をいただいた時に、例えば倒れているとか、本当におかしいという時には、その緊急連絡先に連絡を取って対応していただくということがありますし、その何も倒れている時をたまたま見つけたというだけではなくて、普段からお付き合いしていると、いつもと違うなというだけでも、この場合に地域のほっと支援センターとか、ちょっと様子がおかしいですよということで、訪問していただくとか、そういう繋がり方もできるようになっております。

○柳澤委員 先ほど、民生委員さんのお話がありましたけど、民生委員さんというのは、だいたい登録されていようがいまいが見守りとか、そういうふうに聞いているのですが、そうすると少しはみ出す部分が出てきて。

○鎌田係長 民生委員さんの活動は少しそういう意味では広い活動の中に、地域の見守りとか、地域の情報を知らなければいけないという、ツールとしてこの見守り・声かけ活動が使える形なのです。なので、民生委員活動の1つにもなっていますし、その中でも見守り・声かけ活動を通じて、より地域のことを民生委員さんは知れるということで、ほとんどの民生委員さんが、やはり見守り・声かけに登録しておいたほうが自分のためにもいいだろうというご理解をいただいて、登録してくださいという状況です。

○柳澤委員 すみません、あともう1つです。ふれあいなごやかサロンで、これでたくさん登録があるのですが、例えば各地区でゆうゆう体操みたいなものやっているのですが、あれでここに入っているのと入っていないのがあると思うのですが、これは何か補助が少し出るのですか。

○小野寺氏 ゆうゆう体操がサロンでも、ゆうゆう体操だったりとかをしているサロンについては、ポイントの手帳を持ってハンコを押していただくのですけれども、それで景品と交換できる、ある程度貯まってから。

○鎌田係長 ポイント手帳じゃなくて、各地でやっているゆうゆう体操。

○小野寺氏 各地でやっているゆうゆう体操もあるのですけれども。

○鎌田係長 各地でゆうゆう体操だけをやっている、公園などでやっているところがあると思うのですが、サロンというのは、もっと幅広くいろいろな体操やったりとか、お茶飲んだりということやっていて、うちで皆さん登録していただいておりますが、ゆうゆう体操はいわゆる介護予防リーダーというのは、市役所で育成しているのですが、そういった皆さんが地域でゆうゆう体操広めていきたいと思いますということでやっているの、実は課としては市の高齢介護課が所管をしてやっていますので、そこは一応サロン活動とゆうゆう体操だけを専門でやっているところというのは、区分けをして対応しております。

○柳澤委員 でも何か見ていると、ゆうゆう体操もやっているけども、認知症を防ぐために、どこか皆で買物に行くとか、映画に行くとか、そういうこともやっているの、そうすると何か対象になってくるのかなと。

○鎌田係長 なので、サロンの中にもゆうゆう体操をしながら、ほかにもやっているということで、サロンの条件に当てはまっていれば、一応基本的には登録はできることになっていますが、ただゆうゆう体操だけやっているというか、もちろんそちらも選んでいる皆さんもいらっしゃいますので、サロンの条件には合わなくても、ゆうゆう体操だけをやっているというところがいくつか存在しているというのが現状です。

○大月副議長 質問しづらいので、お願ということで、ここにいろいろパンフレットなどがあります。その中で、この見守り・声かけ活動、これはさっき説明の中で全体の協力会員は287名程いる。利用者は493名。8つの地区、ここにこういう協力員がいっぱいおられるわけですけど、先日、市の民生委員、この顔写真入りのものがやっと回って、地域にはこういう民生委員がいるのだなというのがやっとわかった状況なのです。多分、この社協の協力員、この人たちの顔、8つの地域は多分わからない人、大勢いると思います。もしそういうものの内容がきちんと担当者がわかれば、利用者もこの493という人数はもっと増えると思うのです。このピンクのこの「あんしん東大和」、ここに中を開くと、この相談例、この中に福祉サービスを利用したいけど、申し込みの方法がわからない。まず、ここです。これが1番ベースです。このいろいろパンフレットあるので、私も、今、初めて見たパンフレットがあるのですが、こういうものを各地域、各家庭、もし配れるものであれば、配っていただきたいのです。よく行政でホームページに載っているのではないかと思いますけど、お年寄りパソコンでホームページ開けません。よっぽどの少数人数しか、多分、私は開いて見れないと思うので、こういう困った時には、これを見てここに連絡すれば、何でも知ってもらえるのだなということをお知らせいただければ、もっとも利用者が増えると思うのです。あまり増えると困るのかもしれないですね、スタッフの関係とか。そこは重々わかっているのですが、やはりこのパンフレット活かしていただきたいです、というお願いです。すみません。

○鎌田係長 ありがとうございます。

○荒川議長 ほかにありましたらどうぞ。先ほどの高齢者見守りボックスというのが11月15日の広報に出ていましたけどね。3つあると紹介されています。それは、今までの見守りなどと、どういう関係になっていますか。これ別法人がどうもやっているようですね。

○小野寺氏 見守りボックスというのは、市から委託されて高齢者の1人暮らしの方々に、高齢世帯の方の訪問をするという、専門職が訪問するという形で、見守り・声かけ活動と訪問型というところでは似てはいるのですけれども、ここまでやはり見守り・声かけ活動はボランティアという形で、毎月、決まった形で訪問しているのですけれども、見守りボックスは訪問する中で、例えばやはりサービスの見守りが必要な方については、ほっと支援センターとかと連携しながら繋げていくという形で、それぞれ多分、社会福祉法人ですけれども、別法人が運営しているのですけれども、市から委託されてそういう高齢者の個別訪問をされているという機関になります。

○鎌田係長 補足をさせていただきます。見守りボックスみたいなもの、別名シルバー交番と言われるものなのです。地域の要するに1人暮らしの方とか、困っている方を発見しようというのが見守りボックスの大きな業務になりますので、この見守り・声かけ活動でいうと、見守り・声かけ活動は協力員の皆さんが実戦部隊だとすれば、その利用される方を発見してくる、発見しようと動いているのが、見守りボックスという位置付けで考えていただくとおわかりになるかなと思います。地域の見守りボックスは市のほうから、ある程度、高齢者の方のリストなどいただきますので、そちらに訪問して、様子を伺いながら、この人は見守り活動、声かけ活動が必要だと思ったら、こちらに繋いでいただくとか、あるいはもっと深刻で、この人はサービスが必要だということであれば、高齢者のほっと支援センター、あるいは介護保険の申請というところに繋げていくということで、そういう発掘活動を担っているということでお考えいただくとわかりやすいかと思います。

○荒川議長 交番のお巡りさんみたいに。出て行って、繋げていく。

○鎌田係長 そうなのです。この人、必要だとなれば、こちらの実戦部隊に繋げていただくという役割を。

○荒川議長 ありがとうございます。ほかに。

○金山委員 さわやかサービスで手助けをしたい方の年齢制限はあるのですか。

○鎌田係長 年齢制限はございません。もう80代の方が頑張ってやっけていただいております。

○金山委員 健康であれば。はい、わかりました。それから、私もですけども、声かけのお手伝いをしたいという人をお願いした時に、時間給幾ら出るんですかと。ボランティアなのだけど、ボランティアでなくて、そういう声を聞いたのですけれどね。それで声かけられなくて、その方たちもやはり定年退職して家にいらっしゃるから、何かできないかなと思って声かけるのですけれども、やはり皆さん、そういう声が出ますので、なんとか。私たちみたいにボランティア精神がない方が、今60代の方は多いです。無料でボランティアしてくださいというのは、なかなか言えないですね。頼めない。

○鎌田係長 見守り・声かけ活動は、そうですね、完全無償。完全なボランティアとしてやっけていただいておりますので、はい、そこはご理解をいただきながらということになります。

○金山委員 そうするとその方たちに言わせると、そっちよりもシルバーの仕事のほうが、幾らと出ますから、そちらのほうへ、シルバーをやったほうが良いという声が聞こえますけれどね。そういうことで。

○鎌田係長 参考にさせていただきます。

○荒川議長 ちょうど時間になりましたけれども、係長さん、ちょっと一緒に聞いていただければありがたいので、よろしいですか、このあと。関係がありますので。それでは子育て支援課からのお話に移りたいと思います。資料を配布します。今までお話をいただいたことと、多少重なり関連していることがありますので、残っていただいて、また質問にも受けていただければありがたいと思っています。まずこの会ですけども、社会教育会議として今研究しているところが、「子どもやお年寄りの安全、安心を支える社会教育」と、そんなことで研究をしております。子どもと言っても、赤ちゃんから小学校くらいまで、それからお年寄り、そういう人たちが、様々なニュースにあるようにいろいろ危険なことになっておりますので、それを安心、安全な社会づくりという、社会教育の視点からどういうことが必要なのか、そんなことを研究しております。現状はあまりよくわかっておりませんので、お話をいただきたいと思うのですけれども、全部何でもかんでもというわけには当然いきませんので、ひとつは交通安全について、誘拐されたり、ブロック塀に潰されたりということがありますので、それについて、どんなふうになっているのだということを注視しています。もう一点は、不審者ですね。新潟で、小学生が下校の途中に連れ去られて、悲惨な事故になっておりますけれども、そういうようなこと。或いは自然災害から子どもたちを守る仕組みはどうなっているのだということを勉強しております。最後に、虐待とかいじめとか、これも大きな問題になっています。これは社会的弱者としての子どもが、中間は抜かしましてお年寄りと、そんなところで社会としてどう関わっていけばいいのか。市民の学習、教育、これが必要ではないだろうか。そんなことを勉強しておりますので、子育て支援のことでお話をいただければありがたいと思います。そのあとまた、ご質問いたしますので、ちょっとお答えいただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○子育て支援課 鈴木課長 改めましてみなさんおはようございます。子育て支援課長をしております鈴木と申します。本日はお招きいただきありがとうございます。今、荒川先生からお話しいただいたように、虐待防止を中心に、お話をさせていただけたらと思います。それでは着座にてお話しさせていただきます。まず、大きな流れからお話をさせていただきたいと思います。こちらのホチキス止めの資料から、入らせていただけたらと思います。昨今、テレビのニュースでも痛ましい事件が報道されてお

まして、特に平成30年度におきましては、3月、目黒区で5歳の女の子さんが虐待を受けて死亡するという事件がありまして、それを受けて国のほうが、7月20日に緊急対策ということで、決定の宣言を出しまして、そこから大きくまた今現在虐待の現場は動いているという状況になります。

それではまず、上から順にお話しをさせていただきたいと思います。根拠法としては、児童虐待の防止等に関する法律というところと、児童福祉法に虐待防止が定まっていますが、東大和においてどのように対応をしていっているかというところなのですけれども、市の虐待防止に係る支援体制といたしましては、まず子ども家庭支援センターというところがございます。こちらピンク色のリーフレットもお手元にお配りさせていただきましたが、場所としては東大和高校の西側ですね。信号を渡って、マンションやアパートがあるのですが、それを越えた奥に、平屋建ての子ども家庭支援センターがあります。休日休館診療所の隣と言ったほうがわかっていただきやすいかと思います。昔、保健所の東大和の相談センターがあったところで、その建物を譲り受けまして、子ども家庭支援センターに改築をして、そこで小さいのですけれども、子どもたちがお母さんと一緒に来て、遊べる小さいひろば、滑り台とかおもちゃとかがあるのですけれども、ひろばと、奥では、一時預かり事業と言いまして、半日或いは1日を単位に、保育園に行っていないお子さんが保育を受けることができる場所がありまして、登録していただいて、予約を入れていただくと、半日或いは1日を単位に、お子さんをお預かりしています。それから手前の事務所では、職員が詰めているのですけれども、小平児童相談所と連携しながら、或いは市内の各機関と連携しながら、児童虐待の対応を行っております。こちらの子ども家庭支援センターなのですけれども、児童福祉法で設置を、努力義務なのですけれども義務付けられておりまして、若干東京都と全国が違うのが、今、全国のほうでは新聞報道によりますと、子どもの虐待に対応するための地域の子どもと家庭の総合拠点というのを、必置、全市町村に作りましょうというのが新聞報道で、国はそちらの方向で動きますというのが報道されていますが、東京都はすごく先を行ってしまっていて、もう区市町村には、総合拠点が設置されております。それがこの子ども家庭支援センターになります。全国を引っ張るような形で、子ども家庭支援センターという名前を付けて、東京都が先に進んでいったところを、今、国が追いかけているような状態になっていると思います。様々な相談も、育児の相談から始まって、いろいろな子育て相談をお受けする中で、その中から児童虐待につながっているもの、或いは児童虐待そのもの場合もあるのですけれども、虐待防止の対応を行ったり、或いは支援につなぐことで未然防止を図ったりという活動をしています。児童虐待の取り組みとしてということで、要保護児童対策地域協議会というものが設置されております。こちらのほうは、市内の関係機関という言い方をするとわかりづらいのですけれども、学校とか保育園、幼稚園、それから社会福祉協議会さん、市外になりますと小平児童相談所さん、立川の少年センターさんとか、多摩立川保健所さんとか、あと立川女性相談センターとか、民生委員さん、児童委員さん、広く児童虐待に関わる関係機関、今26の機関、平成30年は保護司会の東大和分区さんにご加入いただいて、ご参加いただくようになって26機関で、要保護児童対策地域協議会を設置して、子ども家庭支援センターはその調整機関として、みなさんとの連携やそういう虐待情報を調整して支援につなげたり、児童相談所につなげたりという調整機関として、状況の把握、関係機関との連携、チームケア会議の開催などを行っております。虐待件数の増加への対応及び複雑で様々な困難を抱えた家庭への支援に対応するため、職員の経験と専門性の確保が課題ということで、今やはり家庭自体が、家庭とはこうあるものという概念がもう崩れてしまっているご家庭が少なくなくて、朝起きてご飯を食べて学校へ行くという、そこも難しくなってしまうというところもありましたり、保護者の方自身が困難を抱えてしまっているのです、お子さんがその影響で日常生活が上手く送れないという、専門性が必要になってきているというのは肌で感じております。要保護児童

対策地域協議会のことは、後程うしろで細かく説明させていただきます。

次に母子保健分野としましては、保健センターです。すぐ隣にある東大和の保健センターに、母子保健コーディネーターをはじめ、保健師等専門職などの職員を配置して対応しております。妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、母子保健法に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査などの事業を、その時その時、お母さんたち大勢お見えになりますので、その時にお話をしながら、児童虐待防止の視点を含めて、会話をさせていただいて、このお母さんちょっと困難を抱えていらっしゃるかなんていうと、子ども家庭支援センターと連携を取って、支援を入れて、ご利用なさいませんかという、したいですというお答えがあるので、そうすると支援につなげていくという形を取っています。ただ、支援が必要な転入事例などを早期に把握するために、医療機関など関係機関との継続的な情報共有というのが、連携共有ですね、大分図れてはいるのですけれども、そういうところを尽くしていくことが課題ということなのです。

学校、すみません先生もいらっしゃると思うのですけれども、先生、学校で全校に配置されている東京都及び市独自のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室等と連携しながら、管理職や担任、養護教諭等における組織的な対応に努めていらっしゃるということです。全ての教員が児童虐待防止の意識を高め、早期発見・早期対応を適切に行い、児童・生徒の命を守る対応を確実に実施していくことが課題と伺っております。

その他の児童虐待防止対策といたしましては、児童虐待の大きな要因のひとつとされている育児不安です。あと孤立感の解消に向けて、地域における見守り、専門相談や助言、情報提供の体制整備を図り、子育て世代の養育力を支援できる地域づくりを進めていくという、つまりいろいろな施策を準備して、どこかにつながっていくという体制を作っていくことが必要と考えています。4番として関係機関の連携というところでは、東京都小平児童相談所と連携を行っておりまして、東大和は小平児童相談所の傘下にあります。東京都では、都内の児童相談所と市区町村の役割を、東京ルールとして定めて連携を行っておりまして、こちらは国のガイドラインというのがあるのですけれども、そのガイドラインに基づいて、具体的に動くとしたらどうやって動きましょうかというのを具体的に書いてもらっているものです。その東京ルールでは、虐待の通告を受けた場合に、対応の流れなど、ケースにどう対応していくかという児童相談所との連携の仕組みをルール化して、ケースの対応が機関どうしの狭間に落ちないように仕組みを作っております。具体的には、虐待の情報が寄せられた場合、48時間以内に、職員の目により子どもの安全を確認しております。子ども家庭支援センター職員で確認できない場合は、他の関係機関の職員にお願いするということなので、お子さんを目で見て安全ですというところを確認させていただいています。安全の確認が終わりますと、そのあと家庭の状況などについて、関係をしているところにお伺いをして情報収集を行っております。ケースの危険性を判断して、児童相談所との連携を行うのか、或いは児童相談所との連携を行う手前で、まだ子ども家庭支援センターが地域で支援していくかというところを、方針を決めて対応しております。方針の決定は、職員一人で考えてやってしまうと危ないので、きちんと職員会議により行います。月に1度、小平児童相談所の職員の同席により助言を得ています。課題といたしましては、虐待件数の増加により、児童相談所及び市の子ども家庭支援センターのどちらも、対応に当たる職員の担当件数が増加しております。今年に入ってやはり多くなってきておりまして、負担が増していることと、また複雑なご家庭が増えており、対応に専門性が求められてきています。

先ほど、最初に話してしまったのですが、国の動向としましては、国は地域のつながりの希薄化等による妊産婦・母親の孤立感や負担感からの虐待を未然に防ぐため、早期から相談につなげ切れ目のない支

援を行う「子育て世代包括支援センター」の平成32年度までの全国展開を目指しています。こちらは、母子保健法で展開を目指しておりまして、それに寄り添う形で児童福祉法で、市民に一番身近な市町村が児童及び妊産婦の福祉に関し対応するため、市区町村子ども家庭総合支援拠点を整備することとしています。国は、このふたつの機能を、同一の主担当機関が担い、一体的に支援を実施することで密接な連携、協力を図り、支援を行うことが望ましいとしています。児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策ということなのですが、冒頭にお話しした7月20日、30年3月のお子さんの死亡事例を受けて、30年7月20日に国のほうが児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で、緊急総合対策というのを決定しました。目黒区の事案のような虐待を防ぐため、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示したところがございます。東京都の動向といたしましては、現在7月20日の総合対策の内容に従いまして、東京ルールの見直しを図っているところがございます。また、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(仮称)の制定に向けて、今、東京都のほうが動きが出ておりまして、条例制定を図っていく見込みでございます。大きな流れとしては以上になります。

次の3ページをお開きください。こちら横向きになっておりますが、これが東大和市要保護児童対策地域協議会という組織になっております。こちらは、こちらにのっている26の機関が構成をしております、子ども家庭支援センターが調整機関で、要は事務局なのですけれども、この会議をまとめる事務局でもあり、それから会議において取り扱っている個々のケースの調整も行うというところで、子ども家庭支援センターが動いております。この要対協という言い方をしてしまうのですけれども、こちらで行うこととしては、要保護児童等の適切な保護のための情報交換及び支援内容の協議、要保護児童等の施策に関する広報・啓発活動及び調査研究、要保護児童の早期発見及び早期対応のための関係機関の連携協力ということを、主に大きく行っております。その下を見ていただきまして、構造という形が書いてあるのですけれども、3層構造のような、3つの大きな会議で構成されています。1つ目が代表者会議、こちらは26の機関の代表者の方にお越しいただいて、年間の大きな活動と、それから活動が終わった後の実績の報告ですね。関係機関がそれぞれ関わって、職員の方が動かれるというところを、ご案内をさせていただいております。その下にいきまして、左側にある実務担当者会議というのがありますが、こちらは実際に児童虐待に関わった時に動いていただく方に集まっていただく会議になります。こちらの実務担当者会議におきまして、子ども家庭支援センターが把握しております、取り扱っている虐待のケースについて、皆さんから情報をいただいて、今そちらのご家庭がどういう状況にあるかという、進行会議という言い方をするのですけれども、危ない状況にないかどうかというところを、皆さんからの情報をいただいております。この進行会議というのは、それほど細かいお話はしていきませんので、個別に細かくそのご家庭をという会議ではないです。その右側にありますチームケア会議、こちらが一番実働部隊になります。虐待があった時に、皆さん全員に26機関にお集まりいただくのではなくて、例えばそれが保育園に通われているお子さんだった場合には、その通われている保育園、担任の先生や園長先生が保護者の方とも深く関わられているというところで、よく状況をご存じ、或いは子ども家庭支援センターが、それまでのところでひろばに遊びに来てもらっていたりというところ、子ども家庭支援センターも情報を持っているというところで、本当に個々に取り扱うケースのご家庭に、直接関係している機関の担当者の方にお越しいただいて、このご家庭の状況の把握をして、どういう支援が可能なのかというところを、それではそれぞれの機関がどういうことができるのか、どういう手が差し伸べられるのか、或いはどういうことを逆にしないほうがいいのかとかという対応のお話をする会議が、このチームケア会議になっています。

次の4ページをご覧ください。これも図になります。関係機関というのが、なかなか地域がどう関係

し合うかというのが、目に見えない部分があるのですけれども、こちらが子ども家庭支援センターかるがもが、要保護児童対策地域協議会の調整機関として真ん中に書かせていただいております。下側にお子さんとか、そのご家庭があるというところでは、大きいところでやはり右上の小平児童相談所、こちらのほうが一時保護所ということで、一時保護という、このままお子さんをご家庭に置いておいては命に危険がある、或いはひどく好ましくない状況にあるといったような場合に、お子さんがもうお家帰りたくないと言っていると、そういう場合には一時保護所というところでお子さんをお預かりしております。お子さんは一時保護所では一時保護なので、やはり一定期間、2か月を超えてはいけないので、その期間お預かりして、それ以降更に施設での預かりがそのお子さんにとっては一番良いと判断されますと、施設へお子さんが入所ということで、措置になるという動きになっています。左側で、地域で関わっていただいている機関の図なのですが、全部が書ききれておりませんで、主だったところを書かせていただいております。学校・教育委員会ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こちらのほうでは不登校の支援の先生などもいらっしゃいますので、こちらに書ききれていません、すみません。主任児童委員さん、4名いらっしゃるのですけれども、こちらの方にはお力をいただいて、お子さんの見守りであったり、それから地域がつなげていただいたりというのもあります。下へ行くと、こちらは公の機関であったりするので、保健センターや保健所、保育所、幼稚園、ショートステイ協力員、医療機関、警察、少年センター、保護司会、福祉事務所、学童クラブ、児童館などというところと連携をして、支援をしているという図になっております。

5ページになります。こちらが、先ほどのパンフレットでご紹介した子ども家庭支援センターかるがものリーフレットというか、関係機関向けのご案内になっています。子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じますということで、どんな相談でも総合相談ということで、子ども家庭支援センターはお受けしています。児童虐待の相談・通告を受け、子どもの安全確認、必要な調査及びアセスメントを行い、関係機関と連携を図り、支援を実施しております。なかなか、最近ではだいたい189、浸透して、「いちはやく」というのですけれども、189、これはお電話をかけた方の最寄りの児童相談所に直接つながるダイヤルなのですが、「いちはやく」ということで189がだいたい浸透したことで、児童相談所への通告件数は大きく伸びました。そのあと、警察が、DV、お子さんの目の前でお父さんとお母さんどちらかが配偶者に対してDVを、殴ったり怒鳴ったりというのを行った場合が、面前DVと言いまして、お子さんの目の前でそういうことをするのは児童虐待に当たると、そういう判断をすることになりました。警察のほうにやはりDV等ありますと、近所から通報が入ったり、逆に殴られたご本人から連絡が警察にいきまして、その場合はお子さんいらっしゃるご家庭ですと、それは面前DVに当たるということで、児童相談所が関わるようになってまいりましたので、警察から直接児童相談所につながるケースもすごく増えております。こんな時、ご連絡くださいというところで、児童虐待の危険が高いと考え、ひとつの機関で支援を実施している場合は、事実の確認がしづらく、いつ相談・通告するか判断が難しいことが多くあります。また、保護者との関係が崩れることを危惧し、相談をためらってしまうこともあります。ひとつの機関で対応を検討するよりも、早期の段階で他機関と連携をとり、支援を実施することで、虐待が予防できることも少なくありません。「虐待かも？」と思った時点でのご連絡をお願いします。ということでお願いをしているのですが、なかなか近隣の方も、本当にこれ電話してしまっても良いのだろうかというので、自分が電話すると、隣の家だとわかってしまうのではないだろうかというところでは危惧されています。時々、保育園とか、そういうところからお話いただいた時などに、保育園が言ったというのがわからないほうがありがたいわという場合もあるのですね。お母さんにつながっていて、そこが壊れてしまうと、もう誰もつながる人がなくなってしまう。そうすると保育園から通告が行ったとわ

かっってしまうと、お母さん、もう保育園に来なくなってしまうかもしれない。或いは、先生とお話ししなくなってしまうかもしれない。そういうのを恐れたりする場合もあるのですね。ただ、子ども家庭支援センターは、どこからその通報があったかというのは、絶対ご本人にはわからないように動きます。お伝えもしませんし、逆にすぐ言ったらわかってしまうような時には、そんなにすぐ命が奪われてしまうというのでなければ、わざと間を開けてから、近所を回っています、と言って訪問をしたりとかという工夫をするようにしています。

下の図になります、虐待の気づきから援助までの流れということで、虐待の気づき・発見というところが、組織として、これは関係機関向けなので、組織を前提として書いてあります。所属長に相談・報告をしていただいて、そこから子ども家庭支援センターにご連絡をいただければと思います。子ども家庭支援センターは、連絡が入りますと、職員によりそのケースに関しまして、会議を開いて、どのように対応していこうかと図ります。もうこれは、小平児童相談所と連携を取らなければいけないねというところ、小平児童相談所に事案の通達を行います。ただその前として、こういうふうに相談とか報告があった上でなくても、これは虐待ではないかと個人として思った場合は、もうご連絡いただいて大丈夫です。子ども家庭支援センターはそういうご連絡を受けると、東京ルールということで、ご連絡を受けてから48時間以内に、そちらのお子さんの安全の確認をいたします。それぞれ、小平児童相談所にもつながった場合は、小平児童相談所で緊急受理会議等、会議を行いまして、援助方針を決定して、在宅でそのままいいのか、一時保護をするのかというところで判断をしております。それで施設入所、或いは養育家庭等に預かっていただくという流れになる場合もございます。子ども家庭支援センターのほうは、そういうご連絡をいただくと、調査をしまして、安全確認をしまして、チームケア会議を関係機関にお集まりいただき、開いたり、或いは情報の共有、方針の決定、役割分担をチームケア会議でしまして、それで児相にまた入っていただいたりとか、或いは地域で支援していったりとか、行います。見守り体制としては、機関別の左側になります。対応策の検討ということで、お子さんへどういう援助ができるか、或いは保護者が困難を抱えていると、そこを解決しないとどうしようもないので、保護者へどのような支援ができるのか、そういうところをいろいろな制度を検討しながら、支援につながるように動いております。

6ページになります。これは、子育て支援課の担当している子育て支援事業ということで、子育て支援課が担当しているものだけしか載っていないので、子育て支援部、部が担当しているものはもっと多くなります。地域で見守るときに、どういう支援につなげられるかというところでは、例えばおひとり親のお母さんで経済的に困難であったり、或いはご離婚したばかりで家庭生活がなかなか困難、成り立たないというような場合ですと、まずは手当をすぐ手続きしていただいて、すぐにはお金が出ないので、そのあたりも説明をしながら手当を受けていただくとか、或いはひとり親・女性相談係という係がありますので、そちらは女性の相談員がどのような困難があって、それをどのようにしていきたいのか、それをひとつずつ進めていくことで、どういう生活が成り立っていくかというところを、一緒になって考えながら相談する係なのですけれども、そちらの係では、相談だけでなく、母子の資金の貸付や、資格を取りたいというお母さんには、自立支援給付金の支給事業とか、お子さん自体を育てることに困難を抱えているお母さんであった場合は、母子生活支援施設保護事業というのがあります。見守る方がいる施設で一定期間生活をしていただいて、生活を立てていくということ自体の訓練をしていただいて、地域に、例えばアパートを借りて暮らせるようなところまで支援していくというところもあります。あとひとり親家庭のお母さん、就労してお子さんを見ることができないとか、そういった場合、夜遅くなるというような場合も、ホームヘルプサービスということで、ヘルパーさんを派遣してお子さんの面倒

を見たり、お風呂入れたりとか、そういう支援も行ってあります。その下の子ども家庭支援センターかるがもというところが、かるがもなのですけれども、ひろばでの育児相談と、あとは子育て講座でこれは年4回、お母さんたちの啓発事業として子育てに関するテーマで講座を行っています。その下の養育支援訪問事業なのですが、出産後間もないご家庭等ということで、あとは困難を抱えているご家庭に、専門職の方に行っていただいて、保育士さんであったりするのですけれども、小さいお子さんがメインなのですけれども、お子さんの養育に関する専門職からミルクの飲ませ方とか、お風呂の入れ方とかそういうところから、お母さんこれでは寒いから、お家の中の環境を整えようとか、そういう養育に関する専門職が助言をしたり、或いはヘルパーさんを派遣して、家事自体を一緒になって行うことで、家事のスキルを上げていただくとかという事業を行っています。この養育支援訪問は、市民の方が希望すると派遣するという制度ではありません。支援につながったご家庭が、これは困難だと、支援員を派遣しないと、派遣することがそのご家庭の養育力を上げて、ひいてはお子さんの養育力が向上するということで、市のほうが派遣を決めるという制度になっておりますので、うちに養育支援専門員を派遣してとお母さんが言ったとしても、そちらのお母さんがご自分で養育できていけば必要がないので、そういう派遣の仕方はしておりません。その下が、先ほどからの要保護児童対策地域協議会です。その下が子育てひろば、これは保育園3園に委託をかけておまして、保育園に通っていないお母さんとお子さんが遊べる場所を開いてもらっています。スペースは保育園の中にありまして、そこで大体午前中がメインなのですけれども、お母さんたちが行って、お子さんと一緒に遊んだり、手遊びとか、保育士さんとやったり、ものを作ることでお母さんたちがほっとするような場所としてひろば事業をやっております。園庭も11時から使えて、お子さんたちは園庭遊びをすることもできます。今、行っているのは民間保育園3園なのですが、玉川上水保育園、それからやまと南保育園、れんげ上北台保育園です、昔誠愛保育園と言っていたところですね。その3園で行っています。一時預かり事業なのですが、こちらは保育園等に入園していない1歳から小学校入学前のお子さんなのですが、お預かりをするという事業で、子ども家庭支援センターでも行ってありますが、あと玉川上水保育園と、向原保育園、やまと東保育園の3園でも同じように行っております。子どもショートステイ事業なのですが、こちらは夜、例えばお母さんが出産で入院することになって、お父さんもそれに付き添わなければいけなくなってしまったけれども、おじいちゃんおばあちゃんは遠くて支援は得られない。上のお子さんを連れていけないとか、つまりお子さんを夜間を通じて見ることができないご家庭が出たときに、養育協力員さんというご家庭が今4家庭さんあるのですけれども、そちらにお願いをして、お子さんを夜間宿泊を伴ってお預かりする事業です。2歳のお子さんから小学生いっぱいまで、お預かりしています。さわやかサービス、こちらは社会福祉協議会さんが先ほどご説明いただいたかと思います。子どもの預かりや送迎などのお願いをしております。あと、赤ちゃんふらっと整備事業と言いまして、赤ちゃんを連れてお母さんが、授乳したりおむつ替えをしたりできるような場所を、東大和市内に整備していくということで、整備、実際に物を作っていくながら、あとは民間の方に作ってくださいというお願いをしたりしています。

このような子育て支援事業を使いながら、虐待に至る前に養育困難なご家庭を支援につなげて、虐待にならないようにしていく、或いはなりかかっているところの困難をなくすことで、虐待にならないようにする。なってしまったら、ではどこが困難でそういう状況になってしまうのかというのを、連携機関で考えながら支援をしていくという作業を行っています。この子育てハンドブックというのは、子ども家庭支援センターで作っているのですが、こちら側の平成30年度に皆さんにお配りしたもののなのですけれども、市内の、これは小さいお子さんが大体中心の内容になってしまっていて、あまり

大きいお子さんが対象のものは載っていないかたりするのですが、一応、4ページ、5ページにあります目次にありますように、お子さんの発達段階に合わせてどのようなサービスがあるかというところで、そちらのサービスの情報を集めたという冊子になっています。そちらのほうを、お母さんたちに母子手帳をお配りする時に、健康課にお願いをして、一緒に渡していただいているのと、保育園、幼稚園を通じて、お子さんを通じてご家庭にお届けをさせていただいて、残りは子育て関連の窓口でも配布をさせていただいているところです。駆け足で説明をしてしまいましたが、以上でございます。

○荒川議長 ありがとうございます。何か質問がございましたら、どうぞ。赤ちゃんの育て方とか、送り迎えとかというのが、必要的にやる場合は子ども支援センターのほうで行ったり、つないだりしますよね。社協のほうは、必要的というより希望性で受けるのですよね。つなぎはもちろんできているのでしょうけれども、次はもしお望みならこちらへというのは、どこかに書いてあるのですか。

○鎌田係長 冊子の中にとのことですか。さわやかサービスの紹介は載ってはいるのですけれども。

○荒川議長 わかるんですかね。それは。

○鈴木課長 どちらの窓口につながっても、こちらの支援のほうの方が保護者の方が望むことに近いのではないかと、お互いに連絡を取り合って。

○荒川議長 とぎれちゃうことがなければ良いわけですよね。

○鈴木課長 そうなんです。そこはケースワークという言い方をしているのでしょうか、その方につながるようにして、そのご家庭が本当に地域で安心して自立をしていけるという、ある程度一定の状況になると、一度子ども家庭支援センターのほうも終結ということで、一回手を引くというのでしょうか、そこのご家庭に積極的な見守りをするのは中断するのですけれども、また別のところから、どうもその同じご家庭が困難を抱えていそうだという情報をいただきますと、また再開して、継続して支援を始めるといふ動きをします。途切れないようにしています。

○荒川議長 何かありますか。

○杉本委員 子育てのほうと、お年寄りのほうと両方のお話を聞かせていただいたのですけれども、例えばここにある見守り・声かけ運動も、見守りとか各地区分かれて、スタッフの方置かれるわけなので、実際の活動時間というのは、どの時間帯を主にやられるのですか。

○鎌田係長 そこがボランティアですので、特にルールは決めていませんが、やはり一般的な主婦の方とかが多いので、日中の時間帯に、週1回とか、2人とか3人とかでコンビを組んで、訪問をするということで、この時間は1時間くらいで大体終わると思うのですが、そうですね、具体的に言うと、お伺いをして声かけをしても、基本的には10分くらいで終わりにしましょうということでやっているのですが、ただやはり高齢者の皆さん、話したくて待っている方が多いので、1時間話に付き合ってしまったということもありますので、そのへんはルールがないので、それぞれ各グループというか、活動されている皆さんにお任せをしている。

○杉本委員 自主的に。

○鎌田係長 はい。

○杉本委員 というのは、私そういうのを聞きしたのは、最初、こういうテーマで何か我々としては勉強して、できる提案があれば提言させていただくということで、子どもさんの安全・安心というのがきっかけだったので、こういうすでに見守り・声かけ運動があるわけですから、下校時間とか、登校時はまだ良いと思うのですけれども、下校時間なんかを上手くタイミング合わせて、そういう声かけとか見回りとかいうことを、行動をされることで、その隙間をなくすという、ここはそういう活動をしていると、大人がしょっちゅう表へ出ているというような状態を作れば、防犯の活動につなげて

いけるのではないかと思ったものですから、今ちょっとお聞きしたのですが。我々としては、我々自身が回ってお年寄りを引き出すわけにいきませんので、そういう意味で、例えば家の中で訪問なさって中でお話しされるのか、或いは表へ出てきて、お天気も良いからお話ししましょうよ、という形で表に出るといふ行動といいますか、形を取れば、防犯につながってくるかなど。係の方に対しても、余計な労力をかける必要はなく、今の労力の中でできるのではないかなどと思って質問をさせてもらった次第なのですけれどね。

○**金山委員** 下校時間がばらばらだから、見てあげたくても、その時間帯だけというわけになかなかないのですね。私もやっているけれど、なかなかできないですね。

○**杉本委員** だからその時間帯を決めるのではなくて、その前後左右でも良いのです、べつに空振りとかという言い方は悪いのですけれども、そういうものが見える状況を作れば、広い意味の防犯になるのではないかなど。必ず子どもたちが歩いている時間に必ず行ってくれという意味ではないのですけれども。できればその前後とかそのへんで、とちょっと思ったのですね。

○**金山委員** 朝の登校時間は大体決まっていますから、全体に来るからやりやすいのですけれども、下校の時は時間が、2時半に1年生は早く帰るし、6年生は4時半くらいでしょ。ばらばらで、出られないね。なかなか難しいですよ。

○**大月副議長** よく言います、市の広報のアナウンス。改善しないと、マンネリ化してしまっ。何の意味もないですね。

○**荒川議長** 国の方で子育て支援包括支援センターの流れがありますよね。それは東京都は先行していて、本市でも子ども家庭支援センターはできていますから、もう国のレベルは超えたと思って良いのですか。

○**鈴木課長** その点がわかりづらくて申し訳ありません。包括のほうは、母子保健のほうになって、子育て世代包括支援センターという言い方を、妊娠期から始まります。妊娠期からずっと始まって、産んだ後も支援していこうということになっています。児童福祉法で言うところの子ども家庭総合支援拠点という言い方をするのですけれども、それは児童福祉法のほうなのですけれども、それが子ども家庭支援センターなのです。なので、包括と子ども家庭支援センターをひとつにすると良いですね、と国は言っていて、こちらの包括のほうは32年度までにと言っているのですね。こちらの子ども家庭支援センターも、東京都には全部できあがっていて設置されていて、それを両方合わせてというところになっているのですが、今東大和には、まだ保健センターのほうに、包括を、機能上はやっていますということになっているのです。機能という言い方をしているのですけれども、包括支援センターのやらなければいけない支援は、保健センターはもうやっていますということで、東京都の統計資料を見ると、包括支援センターは1と、東大和は立っています。1と言っていますので、機能としては持っています。ただ、一体とはなっていないので、子ども家庭支援センターと保健センターがあるので、2カ月に1回連携会議というのも行いますし、その間、間で子ども家庭支援センター或いは健康課、保健センターがお互いに、これは連携しないと対応できないというケースは、即連携を取って、両方が一緒になって訪問したりとか、或いは逆に子ども家庭支援センターが行きますから、その代わり健康診断の時に注意してお話をしてもらって良いのですかとか、そういう連携を取ります。

○**荒川議長** 都と市の違いはあるけれども、一体ではない。一緒にはやっているけれども、別々でやっている。それで1になっている。

○**鈴木課長** 今別々でやっているけれども、やることとしては、機能としては、やること自体はもうやっていて、東大和に包括支援センターがあることに、統計資料を見るとあるとなっています。

○荒川議長 子ども家庭支援センターというのは市の組織でしょ。

○鈴木課長 保健センターも市の組織です。健康課と言って、すぐそこにある保健センター。お子さんの検診とか。

○荒川議長 ではもう一緒にやっているのと同じなのですよ。

○鈴木課長 そうなのです。同じ市の中にあるので、連携はすぐにとれますね。あとは物理的にちょっと離れていますが。

○荒川議長 児相が小平ですよ。虐待なんかの場合、いじめなんかも含めてですけども、強制力を持っているのは児相で、市の支援センターは強制力までは持っていない。事件化すれば、警察との協定で、事故連絡しましょうということになっていますよね。今新聞なんか見ると、児童福祉司の質が問われている。あれはかなり質の差があるのだと言っていますけれども、私が知っている限りではそんな変な人は見たことないのだけれども、そういうところの問題というのはあるのですか、実際に。

○鈴木課長 そうですね。やはりここで人数を増やすということで、小平児童相談所さんも定員を増やすという動きを東京都がされたのですが、結局募集をかけても応募がない。それがまずは人数の話ですね。質の話になると、今度は児童福祉司さんをされるというのは、一朝一夕にはできない。やはり経験を積まないと保護司の方や関係機関と連携していくというのはとても難しく、3年4年とかではできていかないのでしょうか。やはり経験が必要というところでは、それを積んでいただくとはい、定員を今増やしていますから、つまりは初めての方がいっぱいになってしまうのです。その方たちがこれから10年いけば、すごく力を持たれると思うのですけれども、今は定員を増やしています。その増やすのもままならないし、かつ増やした方が経験を積んでいただく必要があるというところは、現実問題としてある状況だと思います。

○荒川議長 目黒の女の子の反省の文章なんか読むとね、ああいうのが事件後に出てくる。その時の児童福祉司はどうなっているのかと思うし、あれはよそから来たから余計わからないのでしょ。

○鈴木課長 あれはちょっと、なかなか現場では難しいケースかなと思います。なぜかという、先に男性が転出しているのです、向こうでは。男とお母さんとお子さんなのですね。男の人はつまり事実婚というのですか、お母さんの恋人なのですね。この恋人の人が、向こうの世帯から先に転出してしまっている。いなくなっているのです、向こうとしてはお母さんとお子さんが残ったのです。そうすると安全になったのです。やっていた人がなくなっているのです。そうすると安全と思うのです、そちらの地域は。推測です、これは推測なので検証結果は出てきていて、そこには書かれていないと思うのですが、安全と思ったと思います。自分のところでそれが起きたら、安全だと思います。やっていた男性がいなくなっているから。そのあと追いかけて、まさかその世帯に行くとは思わない。追いかけてそこに入ってしまったのです。だから、入ってこられたほうは連絡を受けるのは、入ってきたよと受けて、その男性と、というので、もうちょっと詳細を聞けばわかったのかもしれないのですけれども、なかなか出ていくほうが、まさか出て行った先までチェックをしなかったのではないかなと思うのですよ。その前に安全と思ってしまって。だからちょっと難しいケースではあって、逆に自分たち、私たち、そういうところに関係している人間としては、そういう視点を持たなくてはいけないのだというのが、今回、そういうことでもあり得るのだというのは本当に、事例から学んだなんていうと、本当にそのようなものは起こらないほうが全然良いのですけれども、何か学ばないといけないとしたら、そういう視点も持たなくてはいけないというのは、すごく勉強になりました。驚きました。

○大月副議長 主任児童委員は4名と仰いましたよね。その4名の方が、今10小4中あるではないのですか、そこにスクールカウンセラーとか、こういうあれを見ているのですか。それではないのですか。

○鈴木課長 じゃないんです。主任児童委員さんというのは、民生委員さんの中の、先ほど民生委員さんの顔写真の一覧表をお持ちになっていらっしゃるかと思いますが、荒川先生が。民生委員さんの中で、特にお子さんに対しての業務というのでしょうか、担当して行っている民生委員さんなのです。

○大月副議長 民生委員の中からの。

○鈴木課長 民生委員さんの中で、特に児童に関して動くという。

○大月副議長 イコールになっているわけですね、4名が。という考えで良いのですか。民生委員の方が、この4名が主任児童委員になっている。

○鈴木課長 そうです。主任児童委員さん。

○大月副議長 それで主任が付いている。呼称が違っているだけ。

○鈴木課長 はい。

○大月副議長 あと一点、すいません。これ市長に質問しなくちゃいけないのだろうけど、日本一の子育て街づくりを目指してとあるじゃないですか、日本一というのがあるのですか。変な質問して、質問する事項が違うのかもしれないのだけど、なんか比較したりして、東大和はここだけは日本一だというものがあるのですか、目指してるのでもいいのですけど。

○鈴木課長 目指しているところですけども、日本3まではいったのですね。3までいったのです働きやすい街づくり、子育てしながら働きやすい街づくりというものの調査で、昨年3までいったんですけど、今年待機児童の関係じゃないかと思うのですが、21位になってですね、日経DUALの調査で。その年その年でDUALの調査も視点が変わるところで、あるのですけれども、去年3まではいったのです。

○大月副議長 わかりました。

○松村委員 ちょっと私しゃべらせたら終わらなくなっちゃう。例えばこの4ページのところ関係機関の関係図とあるじゃないですか、これに載っている組織、いろんな組織があって、出ている人はみんな出ているのは一緒なんですけど、学校の中にかつて大和は非行が大変だったから、その中でサポートチームってあって、サポートチームに出てるのこのメンバーですから、今でもそのサポートチームあるのですね。いろいろな協議会があって、例えば地区連絡協議会がありましたけど、それは民生委員の方が中心でやっているのですけど、でも言及していくと、このメンバーです。全部一緒。でも主催する団体によって、そこの熱、温度差が出てしまうのです。うまく連携できていないの、全然。だから子ども家庭支援センターにしても、虐待にしてもそうなのだけど、課題ありますよね、課題の部分、これ大きいと思うのです。職員の経験と専門性の確保が課題という。児相が堂々と、東大和のここはまだ発展途上と言いましたけど、あれは聞いていて腹立つなと思うのです。というのは個々を見ていてすごく頼りになることあるし、もっと頑張ってくださいと思う時もあります。でも頼りになることもいっぱいあるのですね。何である意味そういうふうにかなと、逆に私たちは児相がもっとしっかりしろということもいっぱいあるから、そうなるとうっかり異動って絡んできますよね。異動大きいと思うのですよ。例えば中学校では3年間あるじゃない。1年生でそれが見えてきて、小学校の時から聞いている。1年になってそれが見えて動きたい。でも実際に保護されるのは2年の終わりになってしまう。そのあともうその子の顔を見ることはないのです。その後どうなったのかというのはちらちら聞きますけど、ちゃんとした報告もないしね。なんかものすごく歯がゆいものとかいっぱいあって、この連携という問題もすごく大きくあるなと思うので、ごめんなさい、長い話になっちゃって、申し訳ないです。だから考え出すといっぱいあるなと思うのです。

○荒川議長 難しいですよ。



さんいるのだけど、要するに居場所がたくさんあれば、そこに行って過ごせると。そのためには繋がりが大事だと。そこだけのポイントを何となく把握できました。今朝来る前に資料ダウンロードしてさっと見てきましたけど、まあすごい資料ですよ、もりだくさんで。講師慣れしている先生でね、あちこちから引っ張りだこじゃないかなと思って、1月も2件ほど講師の予定が入っていると書いていました。大変ためになるお話でした。

○荒川議長 では私も、ほぼ同じところに関しまして、公演が豊かだったということですよ。そこで勉強したことは、依存症に共通するものというので、ずっと依存症の種類を挙げながら話をされたのですけども、薬物依存、これは私も薬物乱用防止のほうで会に入っておりますが、これ面白いと思うのは薬物ですね。それからアルコール、これも薬物に近いのでしょうけど、アルコール。それからギャンブルとかゲームとかタバコとか、これはみんな薬物に類するたぐいのもので、要するに依存症になるということを仰っていますね。その共通するのは脳の病気まで進むことがあるということなんでしょうけども、薬物なんかでも「ダメ、絶対」というのがスローガンなんです、薬物乱用防止の。それじゃダメだとあの先生は仰るのです。それでそのあとあまり補足がないので、薬物乱用防止推進の一生懸命やってるのだからかと思わずずっと聞いていたのですけど、分かったのはですね、要するにダメと言ってるだけじゃダメなんだということなんですね。それだけじゃ人間というの薬物とかいろんな依存症にかかるのだと。それが人間なんだということ。ダメということはもちろん大事、だけどあまり大事と言わないですあの先生。もう一つ大事なものが、さっき話が出ていました絆ということなのですよ。人と人との繋がりで。あの先生は絆の読み方2つあるよということから話しまして、一つはきずな、これは私も調べてきましたけど、絆って糸へんに半分の半と書きますけど、その絆というのは本来の意味は、犬とか馬とか鷹などの家畜を通りがかりの立ち木に繋いで、馬なんか繋がりますよね、繋いでおくための綱のことを絆という、鼻輪から引っ張る綱。なるほど、それはしがらみとか、呪縛、束縛の意味に使われていたのが、昔からの本来の使い方。なるほど今絆って背中にこう刺繍みたいのしたりして何となく素晴らしいものに思うけど、本来は鼻輪で繋がれたものを絆と言ったと。そういうことだなと調べて分かりました。それは絆（ほだ）しとか、絆（ほだ）すとかともいうと書いてありますから、絆すというのは動詞形に直したり、この鼻から繋いだ綱はあれは絆でもあり、絆しとも言ったのです。なるほど、なるほどと思ったのです。それはどうしてかということ、人と人との結びつきとか支え合いや助け合いとかそれを指すように、絆が段々なっていく。今はこのことを絆なんて言いませんよね、使いませんよね。要するに人と人との繋がりと支え合い、助け合いという素晴らしい意味を持ったものに変化していったのは、比較的最近のことであると。なるほど、人と人が繋がるとはいいことなんだけど、考えようによっては迷惑なものなんだな。それを迷惑ととるから止めちゃうということ、繋がり、いい意味での助け合いそういうものなくなっちゃうのだと、私はそういうふうにとらえたのです。繋がりといいはやっぱりうるさい、やっかいなもの、面倒くさいもの、縛られるものという意味を多少は含むのだけど、全く、助け合いだけじゃないのだと。やっぱりおせっかいされてうるさいと思うようなものも、絆というのは意味をさかのぼってみるとそっちが本流だというぐらいに、含んでいるものだと捉えないと、繋がりといいはできないのだなと思ったのです。繋がりといいの意味の絆を、その先生は社会教育に結びつけての講演ですから、社会教育は人づくりだと言ってるのです。それはそうですね、一人ひとり。だけどそれだけじゃもちろんダメなので、繋がるという理論、人づくり、繋がる、繋がって社会ができる。その3段を言っていますから、その社会を作る、素晴らしい社会を作るためには、若干うるさい部分も混じり合って本来当たり前の言葉の原理からすれば、そっちのほうが当たり前。きれいごとだけの繋がりといいはないのだなと。人によって、場合によって若干うるさく感じることも

許容していかないと、繋がり、絆はできないのだなというのは私なりに捉えたのですね。繋がりがたくさんあることが自立なんだと言っていました。自立と言っても一人だけで生きていけるものじゃない。そういう若干うるさいものも飲み込んで繋がっていること。それがいろんな組織、社会に繋がってたくさんの人々に繋がっていくことが本当の意味での社会的な自立なんだ、よくこうわかりました。翌日、薬房の関係でやっぱりこの人も小平の施設の研究所みたいなところの博士の薬の話、薬専門に限った話聞いたら、薬物絶対ダメということは当然いうわけですよ。質問をしました。実は別の講演会でダメだけではダメなんだと言って聞いてきましたけども、人との繋がりとか、社会とかそういうものとどういふうに関係するのですかという質問したら、明確にわかって2つの講演会をあわせてよくわかったのです。その先生は、ダメという医者もいるらしいのですが、私はそれはダメ絶対というのは大事なことだとおさえる。それが必要なことですよと言ってるのです。と同時にそれだけではだめだから、あと何だと言ったら、人との繋がり、支える社会、そもそもそういう依存症にならないための人との繋がり、社会、それをしっかり作らないと、人というのは薬物必ず手を出しますよと言ってる。結論としては両輪ですよと言われた。そのとおりだと納得しました。2回聞いてようやくわかった。ダメということと、ダメじゃダメだから人との繋がり社会を両方育てましょう。社会教育そのものだな、以上です。それは素晴らしいことだと思います。

私はレジメに一切触れていないのですが、大体今までのこと整理してきました。それには触れませんが、虐待と同じようなレベルで取り入れてあります。そのほかいろんな組織が絡んできますので、どういふ組織が絡んでくるのかなと思って、一番最後のページに考え付くだけ考え付いたものを入れました。まだ他にいっぱいあると思うのです。今日の話聞くと。あと別の機会にも別の組織で今日のようなお話も伺えたらと思うのですが、何かこれはどうだというのを交渉していただければ。

○**國森係長** 可能性としては指導室、青少年課あたりかなと思ってますので、話はしてみます。

○**荒川議長** そんなところでどうでしょうか。青少年課なんか入っていないですけどね、何やってるかわからない。指導室は大体わかります。要するに学校ではどんな指導していますかとかね。そんなことで次回勉強会。また國森さんここで交渉お願いして、持ち方は大体今日と同じような形でいいでしょうか。ではそのように次回を設定していきたいと思います。ここまでちょっと時間長くなりましたけども、大月さんまとめをお願いします。

○**大月副議長** 今日の、研究テーマの子どもとお年寄りの安全と安心。まさしく今日この理論学習の講師2名から話聞いたのですが、私も考えて、あまりにも広範囲なので、絞るのがちょっと大変なのですが、このテーマに沿ったまさしく子どもとお年寄りの話ですよ。すごい大事な今日話だったと思います。次回もこういうふうにしてまた講習受けながら勉強して学習して、いろんな意見出ていますので、大変有意義な今日の講習だったと思います。あと合わせてまた、そういう講習受けながら、また施設見学等現地をみるというのも一つの手法かなと思います。あと最後になりますけど今年一年、あと10日で終わりです。一年間あっという間で早いのですが、本当に皆様一年間いろいろ意見いただきまして、私自身も進歩出来ました。本当に協力いろいろありがとうございました。また来年もよろしくお願ひしたいと思ひます。本当に一年間ありがとうございました。

○**荒川議長** ありがとうございます。それでは第8回東大和市社会教育委員会議を終了します。次回は1月15日火曜日午前10時となります。以上でございます。ありがとうございます。